

松川町定例農業委員会議事録 第2回(5月)

1 開催日時 令和2年5月22日(金) 15:00 ~ 16:00

2 開催場所 松川町中央公民館「えみりあ」 ホール

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下敏章

会長代理 16番 北林秀昭

委 員 2番 塩沢澄夫 3番 中平文幸 4番 清水祐一

5番 古谷はるみ 6番 矢沢茂徳 7番 大澤美子

8番 松下守 9番 北沢ひろみ 10番 宮島善英

11番 松下正美 12番 松脇崇 13番 大場健彦

14番 新井正彦 15番 宮沢和文

4 議事日程

〈農業振興地域整備計画〉

議案第1号 農業振興地域整備計画の計画変更について

議案第2号 農業振興地域整備計画の用途変更について

〈農地法〉

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法施行規則第29条の規定による農地転用届について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島公香 主事 塚本潤

6 会議の概要

(1) 開会 一宮島係長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 12番 松脇 委員 13番 大場 委員 を指名

(4) 議事

〈農業振興地域整備計画〉

議案第1号

農業振興地域整備計画の計画変更について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番と2番は関連した申請となりますので、同時に説明させていただきます。

1番 元大島 5筆 1,303.57㎡ 畑 建売住宅

2番 元大島 1筆 33.07㎡ 畑 敷地の拡張

○中平委員説明

先月、農振除外の許可を受けたものですが、隣接地の建物が境界線と間隔がなく緩衝帯が必要となった為、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番 大島 1筆 459.40㎡ 畑 住宅

○松下（敏）会長説明

平成26年に太陽光発電施設を目的として農振除外の許可を得たが、農地転用されずそのままだった農地です。息子が住宅を建てたい為、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農業振興地域整備計画の用途変更について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 72㎡ 畑 農機具車庫

○松下（敏）会長説明

申請者の住宅横の農地へ、農機具車庫を設置した為、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

〈農地法〉

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 996㎡ 畑 所有権

○宮沢委員説明

譲受人は町外の方ですが、リニアの関係で農地が無くなってしまふ為、農地を確保したく今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 2筆 3,220㎡ 畑 所有権

○宮沢委員説明

譲渡人が県外住居の方で、管理ができない為、処分したいという意向があり、今回の

申請となりました。譲受人は農機具等も所有しており、特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番と議案第4号の5・6番は関連のある申請の為、同時に説明させていただきます。

3番 上片桐 2筆 297 m² 畑・山林 所有権

議案第4号

5番 上片桐 1筆 1,088 m² 畑 駐車場

6番 上片桐 1筆 628 m² 畑 駐車場

○松下（正）委員説明

議案第4号の譲受人は、宗教法人であり駐車場を所有していますが拡張を計画しており、併せて入口が1つで道路も狭い為、駐車場を挟んで反対側に出口を設けるものがあります。また、議案第1号の3番についてですが、譲渡人は県外住居者で管理が難しい為、隣接地の住居者である譲受人が取得するものでございます。特に問題ないと思われまます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法施行規則第29条の規定による農地転用届について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 132.22 m² 畑 農業用物置

○新井委員説明

申請者は農業を営んでおり、農業用物置が必要となった為、今回の申請となりました。
特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

農業振興地域整備計画の用途変更で審議していただいた議案の農地転用届になります。

2番 大島 1筆 72㎡ 畑 農機具車庫

○松下（敏）説明

農業振興地域整備計画の用途変更で説明した通りでございます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 298㎡ 畑 駐車場・家庭菜園

○大場委員説明

承継者が駐車場敷地を探していたところ、農地転用許可を受けたが事業を実施していない農地があったため、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号の計画変更で審議していただいた議案の農地転用申請になります。

1番 元大島 1筆 298㎡ 駐車場・家庭菜園

○大場委員説明

議案第3号1番で説明した通りでございます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 240㎡ 住宅

○大場委員説明

譲受人は譲渡人の孫であり、実家付近へ自宅を新築したい為、今回の申請となりました。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

農業振興地域整備計画の計画変更で審議していただいた議案の農地転用申請で、3番と4番は関連した申請の為、同時に説明させていただきます。

3番 元大島 5筆 1,301 m² 畑 建売住宅

4番 元大島 1筆 33 m² 畑 敷地拡張

○中平委員説明

農業振興地域整備計画の計画変更で説明した通りでございます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。7番をお願いします。

○事務局説明

7番 元大島 1筆 1,265 m² 田 太陽光発電施設

○新井委員説明

先月農振除外の許可を得たものになります。譲渡人は町外在住者で、農地としての管理が難しいことから、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。8番をお願いします。

○事務局説明

農業振興地域整備計画の計画変更で審議していただいた議案の農地転用申請になります。

8番 大島 1筆 459.40 m² 畑 住宅

○松下（敏）会長説明

農業振興地域整備計画の計画変更で説明した通りでございます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（6件）

所有権移転（2件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

北沢委員：売買支援事業について、譲受人の現在の経営（自作、借入）面積がわかれば教えていただきたい。また、利用権設定について、7ヶ月のものがあれば30年のものもあるが、設定期間の最短、最長の限度はあるのか。

事務局：利用権設定について、先に回答させていただきます。中間管理事業で貸借をする場合は、5年以上または10年以上で、間の3年4年や7年8年という期間は認められていない為、5年・10年・20年・30年という期間での貸借となっている。また、7ヶ月というものは、相対での貸借であり、貸借期間については特に決まりはない為、今年一作だけの契約となっております。

売買支援事業については、今回の譲受人は農地利用適格法人となっており、貸借での借り入れも含めて、39筆・34,773㎡の経営をしております。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第5号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

・目標と達成に向けた「活動計画」及び「点検・評価」

事務局：(資料参照) 令和元年度の点検、評価と令和2年度の活動計画になります。公表することとなっておりますので、ご確認いただき、提案等いただければと思います。

- ・農業委員会だより年間計画について

事務局：先月お願いしました年間計画についてですが、提出をお願いいたします。

- ・JA あぐりスクールについて

事務局：(資料参照) コロナウイルス感染拡大によって緊急事態宣言がされ、毎年参加していただいているあぐりスクールは、令和2年度は開催しないこととなりましたので、ご承知おきください。

③営農支援センターから

- ・農機による交通事故について


事務局：(資料参照) ご確認いただき、担当地区で農作業事故防止を呼び掛けていただければと思います。

- ・さくらんぼ狩りについて

事務局：(資料参照) 観光まちづくりセンターからの資料です。さくらんぼ部会で、今年度はさくらんぼ狩りの受け入れについては見送りをする事となりました。そのため、それぞれの農家での注文等で販売していくこととなると思います。委員に置かれましては、相談等あるかと思いますが、ご対応いただければと思います。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

12番 松脇 崇 

13番 大場 健彦 